

いつも市民の目線で!!

“山さんのホームページ”

www.k-yamasan.com

寝屋川市議会議員

山崎 きくお



平成18年7月号 (第37号) — 毎月発行 —

— 6月議会一般質問で訴え —

不公平感のない行政を!

六月一四日から三〇日まで、六月定例会市議会が開催されました。

そして、市長から「市税

条例の一部改正案」など一

九の議案が提案され、所管

常任委員会の審議などを経て、

いずれも原案どおり可決・承認されました。

一六人が一般質問

また、二十一日から三日間「一般質問」が行なわれ、



8回目の質問に立つ山さん

三二人中一六人の議員が市政全般に渡って市長をはじめ市理事者に質問や提言を行ないました。

8回目の質問に立つ

山さんはまだ一期目の議員ですが、今回で八回目の質問を行ないました。

今回の質問の内容は、①

自己中心社会と行政について、②自己中心社会と教育

について、③不公平感のない行政執行について、④市

道池田秦線の安全対策について、⑤美しいまちづくり

について、⑥ホームレス対策

について、⑦その他(民間

廃プラ工場からの悪臭対策

について)の七項目です。

滞納者には厳正に

山さんは質問の中で、特

に「正直な市民がバカを見ないよう、市税や国民健康保険料の滞納者に対しては厳正に対処すべきである」と訴えました。

また、「年金生活者と生活保護世帯との間に生じている不公平感についても、早急に解消すべきである」と訴えました。

納骨施設工事契約も承認

また、六月議会では、市立公園墓地内に新設する「

納骨・合葬施設(納骨ロッカー)による合葬施設」の新築工事契約(新しく総合評価落札方式を採用)についても、全会一致で承認しました。

旧池の里小跡地に「池の里市民交流センター」を設置

六月議会では「市立池の里市民交流センター条例」の制定が提案され、全会一致で可決されました。

③自然資料施設、④多目的室を設置するものです。また、地域活動の拠点として、「集会室」や「社会教育関係活動室」「いきいき教室」「地域活動室」なども設置されることになっていま

す。これは、昨年三月に廃校になった旧池の里小学校の跡地(池田西町)に、①体育施設、②文化財資料施設、

第15回・山さんのミニ市政報告会

○とき 7月29日(土) 午後7時30分～
○ところ 池田東町集会所

◎ どなたでも お気軽にご参加ください!

山さんの議員活動

6月の活動記録

1日(木)～13日(火)

山さんのホームページ地域・駅頭配布

3日(土) 関西大学校友会代議員会

4日(日) 駅前一斉清掃活動

5日(月) 幹事長会議

6日(火) 朝起き会記念行事

〃 議会運営委員会(傍聴)

〃 市民派クラブ会派会議

〃 幹事長会議

7日(水) 市民派クラブ会派勉強会

〃 議会運営委員会

8日(木)～9日(金)

全国治水大会・青森大会

11日(日) 関西大学校友会支部役員会

12日(月) 市民派クラブ会派勉強会

13日(火) 市民派クラブ会派勉強会

14日(水) 6月定例市議会(本会議)

〃 幹事長会議

〃 議会運営委員会

15日(木) 厚生常任委員会(傍聴)

16日(金) 総務常任委員会

〃 幹事長会議

17日(土) ボーイスカウト寝屋川第3団合同委員会

18日(日) 近畿米見同郷会総会

21日(火) 議会運営委員会

〃 みんなのまち研究会

21日(水) 6月定例市議会(一般質問)

22日(木) 6月定例市議会(一般質問)

〃 二中社明運営委員会

23日(金) 6月定例市議会(一般質問)

24日(土) 山さんのミニ市政報告会(大利町)

25日(日) 関西大学校友会寝屋川支部総会

26日(月) 二中社明あいさつ運動

27日(火) 厚生常任委員会協議会(傍聴)

28日(水) 総務常任委員会協議会(所管質問)

29日(木) みんなのまち研究会

30日(金) 議会運営委員会

〃 6月定例市議会(最終日)

月・木は駅頭で「山さんのあいさつ運動」

(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民 検討委員会最終報告書に係る研究会

この程、議会内に見出しの
ような長い名前の研究会(以
下「みんなのまち研究会」と
いう)が発足しました。

みんなのまち条例とは何?

この研究会は、今年2月に
「(仮称)寝屋川市みんなのま
ち条例市民検討委員会」から
出された最終報告書に基づき、
近く「寝屋川市みんなのまち

条例(案)」が提案されること
が予想されることから、議会
としても慌てるのではないよ
う、前もって最終報告の内容
等について研究しておくため
に発足したものです。

市の最高規範とは?

研究会は、各会派代表一五
名(議長・副議長を含む)で
構成されています。



自治基本条例とは、
市運営の基本原則
を定め、市民・市役
長・議会などの役割
を明確にする、と
いわれる市の憲法と
も言える条例です。

今後、「(仮称)寝屋川市み
んなのまち条例」の自治基本
条例としての位置付け(最高
規範性)や議会との関係など
について研究を行なう予定で
す。

また、市民検討委員会の座
長(大学教授)等との意見交
換や他市の先進事例などの研
究も行なう予定です。

ご存知ですか?

● 毎月第4日曜日は、市役所
の窓口が開いています。

寝屋川市役所では、平日に
窓口に来られない方のために、
毎月一回日曜日(第4日曜日)
にも、市民課などの窓口業務
を行なっています。

〈開いている窓口〉

□ 市民課

□ 保険医療課

□ 保険料納付課

□ 納税課

※ 取り扱いができない事務も
ありますので、前もって担当
課へお尋ね下さい。

〈開いている時間〉

午前九時～午後五時三〇分

● 市役所サービスマン処ねやがわ
屋(京阪寝屋川市駅南口1階)
では、毎日(土曜・日曜を含
む)住民票や印鑑証明書の交
付などを受けることができま
す。

※ 詳しくは直接お尋ね下さい。
〈開いている時間〉

午前一〇時から午後八時まで